

建設工事の入札に係る最低制限価格の見直しについて

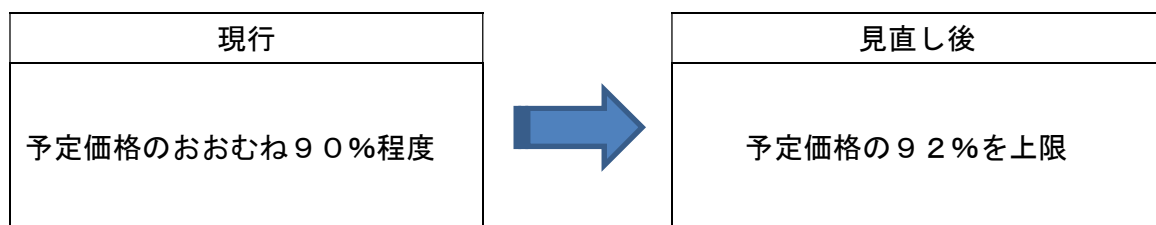
掲載日：2026年4月1日

本市では、建設業の入札において、事業者間の過度な価格競争による落札率の低下を抑制し、確実な契約の履行につなげるとともに、当該契約に係る建設工事に従事する労働者の賃金等へのしわ寄せを未然に防止することを目的とし、最低制限価格を設定しています。

地域インフラの通常時の維持補修や災害時の復旧作業を担う建設業者の安定経営や、工事現場の担い手減少や高齢化が進む中、担い手の確保や育成の観点から、最低制限価格の設定範囲を見直すこととしました。

1 最低制限価格の設定範囲の見直しについて

下記のとおり最低制限価格の設定範囲を変更します。



最低制限価格は、国の算定式を基に算出した最低制限基準額に一定の範囲内で調整し決定します。これは、最低制限価格付近への応札の集中やくじの多発を防ぐために行うものです。

2 対象案件について

令和8年4月1日以降に入札公告または指名通知を行う200万円を超える建設工事から適用いたします。